

役員、評議員及び評議員選任・解任委員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人暁会の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

3 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払う。なお、報酬は無報酬とする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払う。なお、報酬は無報酬とする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により交通費等を実費にて支払うことができる。なお、報酬は無報酬とする。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により交通費等を実費にて支払うことができる。なお、報酬は無報酬とする。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により交通費等を実費にて支払うことができる。なお、報酬は無報酬とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払う。交通費の実費が、同条前項に定める実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。なお、報酬は無報酬とする。

2 評議員会に出席し、かつ同一日に開催された理事会に出席したときは、理事会出席に係る実費弁償費を支払わないものとする。また、理事会及び評議員会に出席し、かつ同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の実費弁償費は支払わないものとする。

3 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により交通費等を実費にて支払うことができる。なお、報酬は無報酬とする。

(評議員選任・解任委員の出席報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払う。なお、報酬は無報酬とする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により交通費等を実費にて支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費を、別表2により実費にて支給することができる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員及び評議員の職務証跡)

第9条 役員及び評議員は、法人職務証跡資料として、職務証跡の作成に協力するものとする。

(改正)

第10条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成24年11月1日より適用する

*平成29年2月1日 一部改正

*平成29年6月17日 一部改正

*平成30年6月16日 一部改正

*令和2年7月1日 一部改定

*令和4年4月1日 一部改定

別表1

実費弁償費（下関開催分）	
移動地区	支給金額
下関市内	3,000 円
北九州市	5,000 円
防府市・山口市・福岡市	12,000 円
広島市	20,000 円
大阪地域	30,000 円
関東地域	65,000 円

実費弁償費（東京開催分）	
移動地区	支給金額
東京23区	3,000 円
東京都下、川崎市、横浜市	5,000 円
下関市、防府市、広島市	65,000 円

別表2

交通費	宿泊費	研修費等経費
実 費	実 費	実 費